

令和元年度は、新たに12箇所の河川で河川空間をオープン化！！

～ 営業活動を行う事業者等も河川敷地の占用が可能に ～

「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい！」というニーズに応えるため、営業活動を行う事業者等も河川敷地の占用が可能となる「都市・地域再生等利用区域」を指定しています。現在、全国80箇所で活用されており、これまでの活用事例^{*}もホームページに公表しておりますので、ぜひご覧ください。

※「河川空間のオープン化活用事例集」

https://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_2008.pdf

○河川空間のオープン化の活用事例（R1 新規 12 箇所）

河川名	区域名称	主な利用形態
トカチガワ 十勝川	十勝川温泉（エコロジーパーク） （所在地：北海道音更町）	広場、イベント施設
トカチガワ 十勝川	十勝川河川敷多目的施設 （所在地：北海道帯広市）	広場、イベント施設
トヨヒラガワ 豊平川	豊平川ウォーターガーデン （所在地：北海道札幌市）	広場、イベント施設
オキタマノガワ 置賜野川	長井ダム及びダム湖周辺地区（飲食店等） （所在地：山形県長井市）	ダム河川敷広場、船着き場、飲食店、売店等
トネガワ 利根川	道の駅「みなかみ水紀行館」周辺 （所在地：群馬県みなかみ町）	広場、イベント施設、オープンカフェ等
イルマガワ 入間川	入間川河川敷中央公園（仮称） （所在地：埼玉県狭山市）	飲食店（オープンカフェ）
スマダガワ 隅田川 キタジュッケンガワ 北十間川	すみだリバーウォーク （所在地：東京都台東区、墨田区）	遊歩道
シオドメガワ 汐留川	竹芝地区 （所在地：東京都港区）	船着場、河川教育・学習施設（干潟）
キウウクロカワ 旧黒川	与板河川緑地 （所在地：新潟県長岡市）	イベント施設、売店
カノガワ 狩野川	狩野川「伊豆の国市神島地区周辺」（仮） （所在地：静岡県伊豆の国市）	広場、自転車オフロードコース
カニエガワ 蟹江川	蟹江川須成地区 （所在地：愛知県蟹江町）	遊歩道、船着場、船舶係留施設
ウチカワ 内川	内川（堺駅南歩道橋から南蛮橋）右岸 （所在地：大阪府堺市）	広場、イベント施設

添付資料

別紙1 令和元年度に指定された主な区域の概要

別紙2 河川空間のオープン化概要

<お問い合わせ先>

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課

河川利用企画調整官 戸田 隆（内線 35212）

企画係長 小川 直孝（内線 35224）

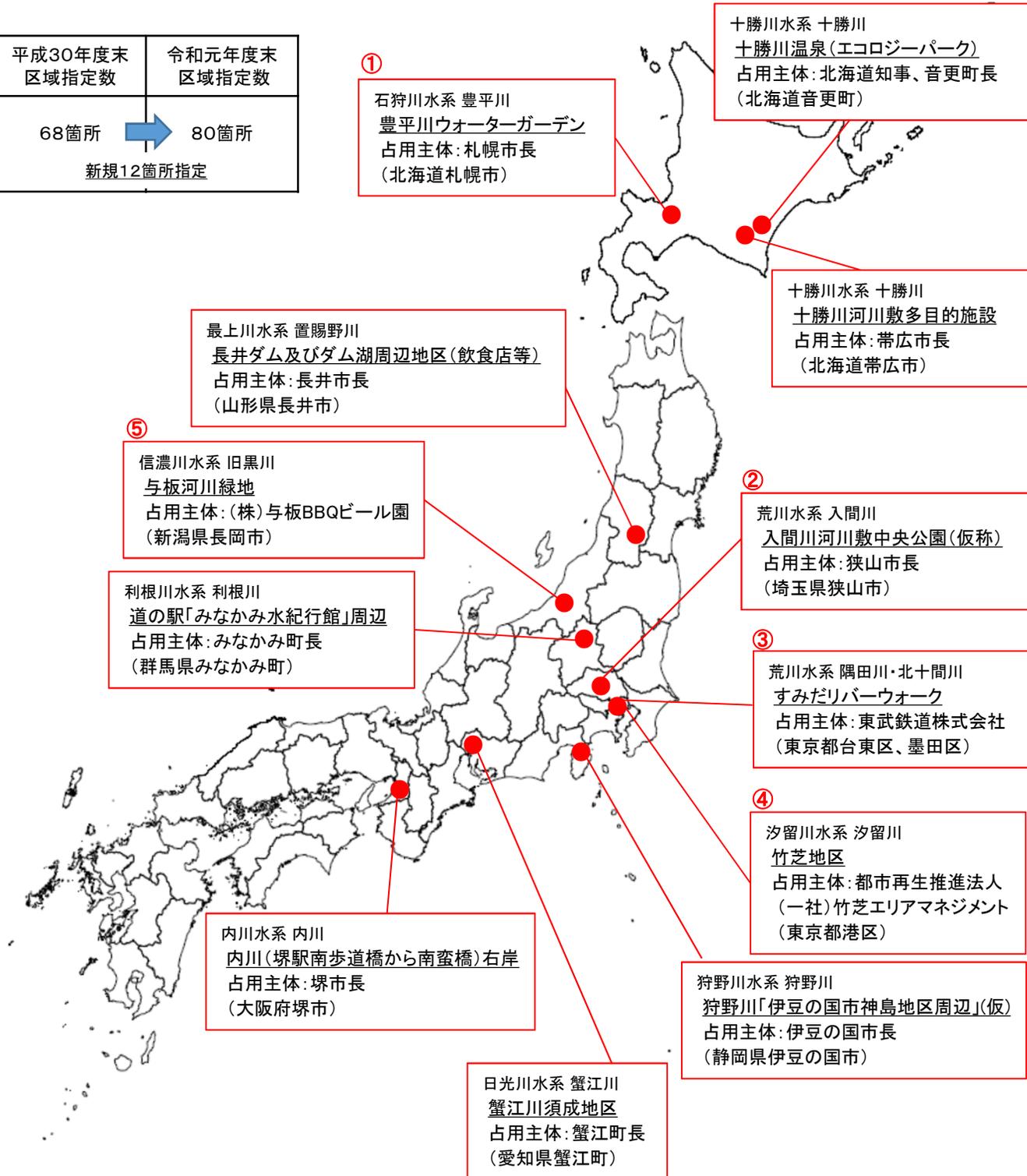
（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8440（FAX）03-5253-1601

令和元年度に指定された主な区域の概要

河川空間のオープン化 新規活用事例 分布図

※分布図中、①～⑤は次ページ以降に概要掲載

平成30年度末 区域指定数	令和元年度末 区域指定数
68箇所	80箇所
 新規12箇所指定	



令和元年度に指定された主な区域の概要①

豊平川ウォーターガーデン ～北海道札幌市・石狩川水系豊平川～

概要	札幌市の公園緑地「豊平川ウォーターガーデン」を中心として、自然とのふれあいの場や子育ての場としての機能充実と利活用促進を図るため、環境教育等のイベント開催、飲食物の販売等を実施する。
河川管理者	北海道開発局長
指定日	R2.1.27
占用主体	札幌市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（公園緑地）、これらと一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明音響施設・日よけ等



オープンカフェ



水遊び



テラスゾーン

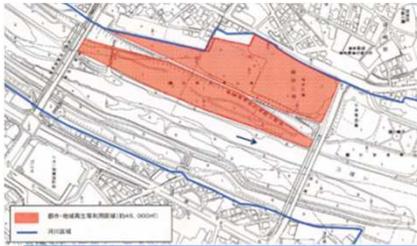
水遊びゾーン

パークゾーン

令和元年度に指定された主な区域の概要②

入間川河川敷中央公園（仮称） ～埼玉県狭山市・荒川水系入間川～

概要	狭山市の中心部を流れる入間川は、市の観光資源であるとともに、散歩やサイクリングなどで多くの市民や来訪者に利用されている憩いの場となっている。河川区域にある公園に、開放的な景観を楽しむオープンカフェが開業予定であり、市が実施する子どもの遊び場整備と合わせて、更なる賑わいづくりを目指している。
河川管理者	埼玉県知事
指定日	R1.5.31
占用主体	狭山市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道、これらの施設と一体をなす飲食店等



令和元年度に指定された主な区域の概要③

すみだリバーウォーク

～東京都墨田区、台東区・荒川水系隅田川、北十間川～

概要	東京を代表する二大観光拠点の浅草と東京スカイツリー間の水辺空間の魅力向上や動線の強化により地域の活性化を目的に、河川敷地を活用して新たに歩道橋を整備したものである。 特例占用を活用した日本初の歩道橋である。
河川管理者	隅田川：東京都知事 北十間川：墨田区長（東京都知事からの条例による委任）
指定日	R2.1.29（隅田川）、R元.6.21（北十間川）
占用主体	東武鉄道（株）
占用施設	遊歩道



全景



すみだリバーウォーク



スカイツリー側から浅草側を望む



東武鉄道とうきょうスカイツリーラインの線路下をくぐります。

令和元年度に指定された主な区域の概要④

竹芝地区

～東京都港区・汐留川水系汐留川～

概要	<p>東京都港区の竹芝地区は水辺のアクセス利便性が高い土地にあります。</p> <p>加えて竹芝地区に流れる汐留川は浜離宮恩賜庭園に面し、東京都の絶滅危惧種も生息する、生物多様性に富んだ貴重な水辺です。</p> <p>こうした環境を生かし、「舟運の活性化」「賑わいの創出」「環境再生・学習の場づくり」による竹芝地区の利便性と魅力向上を目的として、汐留川に干潟と船着場の整備を行いました。</p>
河川管理者	港区長
指定日	R1.10.1
占用主体	都市再生推進法人 一般社団法人竹芝エリアマネジメント
占用施設	<p>①船着場</p> <p>②その他都市及び地域の再生等のために利用する施設 (河川教育・学習施設・自然観察施設)</p> <p>設置者：東日本旅客鉄道株式会社</p>



令和元年度に指定された主な区域の概要⑤

与板河川緑地

～新潟県長岡市・信濃川水系旧黒川～

概要	都市緑地内において、バーベキュー施設を中心とした営業活動を行う事業者による河川占用を可能とすることで、賑わいの場を創出しようとするもの。
河川管理者	新潟県知事
指定日	R2.3.31
占用主体	(株)与板BBQビール園
占用施設	イベント施設、飲食売店、バーベキュー場



階段式護岸とバーベキューテント

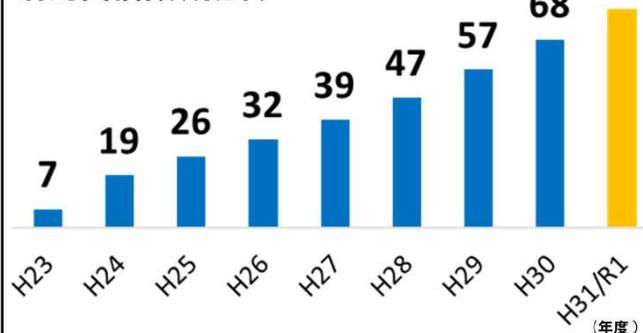


バーベキューテント内部

概要

- 河川敷地の占用主体は、原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいというニーズの高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、特例として営業活動を行う事業者等も河川敷地の占用を可能としたもの。（河川空間のオープン化）
- 河川管理者は、事業者等が占用できる河川敷地の範囲を「都市・地域再生等利用区域」として指定。

河川空間のオープン化 (R2.3.31現在)
活用実績数(累計)



オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

オープン化の主な流れ



都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 上記の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等

河川空間利用のイメージ



河川空間のオープン化の事例

オープンカフェ(広島市・京橋川) バーベキュー広場(埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。